



ミニドラマで学ぶ コンプライアンス

Ver.2

内容補正について

本商品発行以降の関係法令等の改正等にもとづき、内容補正の情報を
ご案内いたします。

(平成27年10月1日までに公布された法令等をもとに作成しています。)

基礎編 case16 職場でのパワーハラの防止

DVD版	【映像】① 00分50秒～ ② 分割映像 2番目冒頭～ 【レクチャーツール】 6頁ノート	キャスターのセリフ テロップ
イントラ版	【映像】 00分50秒～ 【レクチャーツール】 6頁スライドの映像 冒頭～ およびノート	キャスターのセリフ テロップ
字幕版	【映像】 00分50秒～ 【レクチャーツール】 6頁スライドの映像 冒頭～ およびノート	キャスターのセリフ テロップ 字幕

「上司が部下に対して、職務上の立場を使って、職務とは関係のないことや適正な範囲を超えた命令・注意を繰り返すことで、部下に著しい精神的苦痛を与えることをパワーハラスメントと言います。」

➔ 「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」（平成24年1月30日）で、職場のパワーハラスメントとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とされました。代表的な行為類型として以下があげられています。

- (1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- (2) 精神的な攻撃（脅迫・ひどい暴言等）
- (3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- (4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
- (5) 過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- (6) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

基礎編 case23 派遣社員への適切な業務依頼

全版共通	【レクチャーツール】 9頁スライド およびノート
------	--------------------------

平成27年9月30日より、期間制限に関する改正が施行されました。その概要は下記のとおりです。

➔ 労働者派遣法では、専門性が高いと認められる「専門26業務」について派遣受入期間の制限がなく、その他の業務については原則1年（最長3年）の期間制限が設けられていましたが、平成27年9月の改正により廃止され、新たに以下の期間制限が設けられました。

1. 派遣先事業所単位の期間制限
派遣元が派遣先の同一の事業所に対して派遣労働者を派遣できる期間は、原則、3年を限度とする。ただし、派遣先の事業所の過半数労働組合等の意見聴取により延長が可能。
2. 派遣労働者個人単位の期間制限
同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（「課」などを想定）に派遣できる期間は、原則、3年を限度とする。ただし、派遣元で無期雇用されている派遣労働者や、60歳以上の派遣労働者などは対象外。

基礎編 case26 製品・サービスの表示の適正化

全版共通 【レクチャーツール】 9頁ノート

「これらについては、景品表示法や不正競争防止法、またJIS法やJAS法等に違反する可能性があります。」

➔ 「これらについては、景品表示法や不正競争防止法、またJIS法や食品表示法等に違反する可能性があります。」

基礎編 case29 輸出規制の遵守

全版共通 【レクチャーツール】 8頁・9頁・11頁スライド およびノート

武器輸出三原則に基づく解説になっています。

➔ 武器輸出を原則として禁止してきた武器輸出三原則に代わって、平成26年4月に、防衛装備の海外移転に関する新たな原則として「防衛装備移転三原則」が策定されました。主な内容は以下のとおりです。

1. 移転を禁止する場合の明確化

国連安保理決議や国際条約等に基づく義務に違反する場合は、紛争当事国への移転となる場合は移転を認めない。

2. 移転を認め得る場合の限定と厳格審査、情報公開

移転を認め得る場合を平和貢献や日本の安全保障に資する場合等に限定し、厳格に審査。特に慎重な検討を要する重要案件は、国家安全保障会議において審議し、情報を公開する。

3. 目的外使用・第三国移転に係る適正管理の確保

原則、目的外使用と第三国移転について日本の事前同意を相手国政府に義務づける。

基礎編 case30 営業秘密の不正取得の禁止

全版共通 【レクチャーツール】 8頁ノート

平成27年1月、『営業秘密管理指針』（平成15年1月30日（全部改訂：平成27年1月28日）、経済産業省）が全部改訂されました。そのうち「秘密管理性」についての概要は下記のとおりです。

➔ 不正競争防止法で「営業秘密」として保護される要件の一つである「秘密管理性」を満たすかどうかについて、これまでは、「情報にアクセスできる者が制限されていること(アクセス制限)」「情報にアクセスした者がそれを営業秘密であると認識できること(認識可能性)」の二つを判断の要素としていました。改訂指針では、一般の情報と合理的に区分して管理されており、その情報が営業秘密であることを明らかにする措置が採られている、という「秘密管理措置」により「秘密管理性」の要件を満たすかどうかを検討されることとされました。（なお、この指針は法的拘束力を持つものではありません。）

基礎編 case36 インサイダー取引の禁止

全版共通 【レクチャーツール】 11頁ノート

「これは、教唆犯として売買の当事者と同様に処罰されます。」

➔ 「インサイダー取引につながる情報の提供や、取引を推奨する行為は、売買の当事者と同様に処罰されます。」

基礎編 case37 インサイダー取引の防止

全版共通

【レクチャーツール】11頁ノート

「たとえ、自らがインサイダー取引を行わなかったとしても、外部の者に内部情報を漏えいし、内部情報の伝達を受けた者がインサイダー取引を行った場合には、事案によっては情報の伝達を行った者も、共犯として処罰される可能性があります。」



「たとえ、自らがインサイダー取引を行わなかったとしても、外部の者に内部情報を漏えいしたり取引を勧めたりして、その者がインサイダー取引を行った場合には、情報伝達や取引推奨を行った者も、処罰されます。」

【その他の情報】

【労働安全衛生法関係】

平成26年6月の労働安全衛生法の改正で、最近の精神障害の労災認定件数の増加を踏まえたストレスチェック制度が創設され、平成27年12月から、労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施が事業者には義務づけられました（従業員50人未満の事業場は当分の間は努力義務）。

※本商品では、基礎編 case19 に関係しています。

【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）関係】

平成27年10月1日より、派遣先が違法に派遣労働者を受け入れている場合（違法とは知らずそのことについて過失がない場合を除く）、派遣先の意思にかかわらず、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたものとみなされ、派遣労働者が1年以内に承諾の意思表示をすれば、労働契約が成立することになりました。

※本商品では、基礎編 case22、同 case23に関係しています。

【不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）関係】

平成28年4月1日より、一般消費者をだますような不当表示（「優良誤認表示」や「有利誤認表示」）を行った事業者に対して、課徴金が課されることになりました。食品表示の偽装などの不当表示が続発したことを受け、本改正で、課徴金という経済的不利益を課すこと等により、不当表示規制の抑止力を高めて不当表示を防止するとともに、不当表示による一般消費者の被害回復を促進する措置も盛り込まれています。

※本商品では、基礎編 case26 に関係しています。

【その他の情報】

【個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）関係】

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、公布の日から2年を超えない範囲内で順次施行されることになりました。おもな改正内容のうち、本商品の収録caseに関係する内容は、下記のとおりです（平成27年10月1日現在すべて未施行）。

□個人情報の定義

特定の個人の身体的特徴を電子計算機のために変換したもの（顔認識データ等）や、対象者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、特定の対象者を識別できるもの（免許証番号等）などを、「特定の個人を識別することができるもの」として明確化した。

また、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特段の配慮を要するもの（人種、信条、病歴等）を「要配慮個人情報」として、取得には本人の同意を原則とし、第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止した。

□個人情報取扱事業者の定義

取り扱う個人情報の量などによる除外規定（過去6か月間に5,000人以上）が削除された（すべての個人情報取扱事業者が対象となる）。

□個人情報保護委員会の新設

これまで主務大臣が有していた報告徴収や指導助言などの権限が、新設された個人情報保護委員会に集約された。

※本商品では、基礎編 case33、同 case34、実践編 CONTENTS2 case5に関係しています。

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
TEL (フリーダイヤル): 0120-203-694
FAX (フリーダイヤル): 0120-302-640